

事務連絡
令和3年2月22日

各県立学校長様

体育保健課長

兵庫県が緊急事態措置区域から除外された際の県立学校における対応について

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、大阪府・京都府と連携して国に対し、3月1日以降の緊急事態宣言解除を要請することを決定しました。

については、兵庫県が緊急事態措置区域から除外された場合、県立学校の教育活動を以下のとおり変更する予定であることをお知らせします。

なお、その他については、令和3年2月3日付け教体第1801号から変更しない予定であることを申し添えます。

記

1 教育活動（修学旅行含む）

【緊急事態措置区域から除外された日～令和3年3月7日まで】

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

感染拡大を予防するため、緊急事態宣言が発令されている都道府県での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。

卒業式の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底する。

なお、3月に実施予定の入試等については、感染予防対策を徹底のうえ予定どおり実施する。

兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班（担当：森鼻）
TEL 078-362-3789（直通） FAX 078-362-3959
E-mail : Takafumi_Morihana@pref.hyogo.lg.jp